令和7年 愛媛県犯罪の起きにくい 安全で安心なまちづくり 年間計画

運動 重点

重点1 犯罪の防止のための自主的な活動の促進

対策1 県民を特殊詐欺等の被害から守る対策

対策2 高齢者・子ども・女性・障がい者等を犯罪被害から守る対策

重点2 学校等における子どもの安全確保

対策1 子どもの安全確保等にかかる教育の充実

対策2 通学路等における子どもの安全確保

重点3 犯罪の防止に配慮した環境の整備

対策1 サイバー空間における犯罪の起きにくい環境の整備

対策2 公共の場所等における犯罪の起きにくい環境の整備

重点4 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進

対策1 見守りネットワークの整備

対策2 防犯インフラの整備

重点5 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進

対策1 自転車の犯罪被害防止対策の推進

基本理念

(愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例 第2条)

安全安心なまちづくりは、「**自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る**」という意識の下に、犯罪の防止のための県民、事業者及び地域活動団体(自治会その他の地域における共同活動を行う団体をいう。以下同じ。)(以下「県民等」と総称する。)による自主的な活動を基本として行われなければならない。

安全安心なまちづくりは、県、市町及び県民等が、相互に連携し、及び協力して推進されなければならない

重点1 犯罪の防止のための自主的な活動の促進

高齢者や子ども、女性が被害に遭いやすい犯罪やその前兆事案等の未然防止を図るため、県、市町及び県民等が連携し、効果的な取組を推進する。

対策1 県民を特殊詐欺等の被害から守る対策

- (1) あらゆる機会を活用した広報啓発活動・防犯指導
- (2) 関係機関と連携した情報共有及び未然防止対策の強化

対策2 高齢者・子ども・女性・障がい者等を犯罪被害から守る対策

- (1) 犯罪被害防止のための前兆事案、発生状況等情報発信及び自主防犯活動の推進
- (2) DV・スト―カ―等事案や各種虐待への適切な対応と再被害防止の徹底

重点2 学校等における子どもの安全確保

将来を担う子どもの安全を確保し、子どもの危険予測・回避能力を向上させることで、 将来にわたって安全・安心なまちづくりの基盤が形成できるよう、官民が一体となった 取組を推進する。

対策1 子どもの安全確保等にかかる教育の充実

- (1) 被害防止教育の推進
- (2) 情報モラル教育の推進

対策2 通学路等における子どもの安全確保

- (1) 通学路点検の徹底及び環境の整備・改善
- (2) 多様な担い手による見守り活動

重点3 犯罪の防止に配慮した環境の整備

サイバー空間や公共の場所等、身近な場所で発生する犯罪の未然防止を図るため、県民等が連携し、犯罪の起きにくい環境整備を推進する。

対策1 サイバー空間における犯罪の起きにくい環境の整備

- (1) サイバーセキュリティ対策の強化
- (2) 関係機関と連携した誹謗中傷対策
- (3) 犯罪実行者募集情報(闇バイト)等違法有害情報対策の強化

対策2 公共の場所等における犯罪の起きにくい環境の整備

- (1) 犯罪の防止に配慮した公共の環境整備と繁華街等の環境浄化
- (2) 防犯性の高い設備を備えた住宅の普及促進
- (3) 住宅の安全に関する情報提供

重点4 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進

高齢者・子ども・女性・観光客等の安全を確保し、県内全域を「まるごと安全で安心なエリア」とするため、事業者CSR活動(愛媛まるごとセーフティ 2025)を促進する。

対策1 見守りネットワークの整備

- (1) 防犯ボランティア団体の活動促進
- (2)「まもるくんの会社・車」及び「まもるくんの家」の普及促進
- (3)「安ちゃん・心ちゃんの事業所」の普及促進

対策2 防犯インフラの整備

- (1) 防犯カメラやドライブレコーダー等の整備促進
- (2) 犯罪の防止に配慮した施設環境の維持管理の促進

重点5 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進

自転車の盗難、ひったくり、車上ねらい等、県民にとって身近な交通手段である自転車 利用時の犯罪被害を防止し、安全で安心な自転車利用を推進する。

対策1 自転車の犯罪被害防止対策の推進

- (1) あらゆる機会を活用した自転車利用時の犯罪被害防止のための広報啓発活動
- (2) 利用者への自転車の施錠促進

愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり推進本部

愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり推進本部







(事務局)

愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課 愛媛県警察本部生活安全部生活安全企画課